

医政発 0331 第 97 号
令和 3 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

歯科医師の臨床研修を行う大学病院からの情報提供に関する依頼について

標記について、今般、別添のとおり令和 3 年 4 月 1 日より適用することとしたので、貴職におかれても、内容について御了知の上、貴管内の保健所設置し、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知に努められたい。

また、歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）については、文部科学省より周知を行うよう依頼していることも申し添える。